

【法務委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議2件）、本院議員提出1件の合計13件であり、内閣提出7件、本院議員提出1件を可決、内閣提出1件を修正議決し、内閣提出4件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願31種類592件のうち、2種類90件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所において増加を続けている民事訴訟事件、民事執行事件、破産事件及び知的財産事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を30人、裁判官以外の裁判所職員の員数を19人それぞれ増加するものである。委員会においては、司法機能の充実強化に向けた裁判所の取組み、司法制度を自ら改革する必要性、事件数の動向に基づく裁判官増員システムの抜本的見直し等について質疑を行った。なお、裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の大幅増員などを内容とする附帯決議を行った。

外国人登録法の一部を改正する法律案（以下「外登法改正案」という。）は、外国人登録における同一人性を確認する手段として、指紋押なつ制度を廃止し、これに代えて署名及び家族事項の登録制度を導入するとともに、登録原票についてその保管に関する規定の整備及び一定範囲の開示制度の新設を行うものである。

また、**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**（以下「入管法改正案」という。）は、不法入国又は不法上陸後本邦に不法に在留する行為及び被退去強制外国人の再入国に対し適正かつ厳格に対処するとともに、正規に在留する外国人の負担軽減のため、再入国許可の有効期間を延長しようとするものである。

両法律案は、本院先議で、一括して審査が行われた。参考人として、一橋大学教授田中宏君、千葉大学法経学部長手塚和彰君、ジャーナリスト関口千恵君及びピアニスト崔善愛君の4人から意見を聴取した。質疑においては、外国人登録証の常時携帯義務制度が焦点となったが、この制度について、法務大臣は、不法入国者や不法残留者が多数存在しているという今日の状況にかんがみ、その居住関係あるいは身分関係を即時的に判断するために合理的かつ必要なものであり、日本人に対する取扱いとの差は合理的なもので、廃止又は見直しの考えがないことを答弁した。また、再入国許可制度については、特別永住者についての取扱いが問題となったが、本制度は合理性のあるものとして、特別永住者について廃止することは考えていない旨の答弁があった。

質疑終局後、外登法改正案について修正案が提出された。その内容は、特別永住者の常時携帯義務違反等の罰則を刑事罰から行政罰とし、指紋押なつ拒否により永住資格を失った者の資格回復を図ることとするものである。外登法改正案は多数をもって修正議決、入管法改正案は多数をもって可決した。なお、両法律案に対し、6項目の附帯決議を行った。

アジアにおける買春ツアーや国内における援助交際のように対償を供与しての児童との

性交並びに児童の性的な姿態を描写した写真等の製造及び販売等の児童に対する性的搾取等が社会問題となっている。諸外国の多くはこれらの行為を立法により処罰しているが、我が国では実効的な取締りがなされていない。そこで、超党派の本院議員により、**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案**が提出された。その内容は、児童を18歳未満の者とし、児童等に対償を供与して児童と性交等をすることを児童買春として処罰するとともに、児童ポルノ（写真、ビデオテープその他のもので、児童による性交に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの等）に係る行為を処罰し、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定め、もって児童の権利の擁護に資するものである。

委員会においては、性交類似行為の具体的内容、児童ポルノの例示に「絵」を含めない理由、児童を18歳未満の者とした理由、児童買春罪を親告罪とした理由、児童ポルノと表現の自由との関係、捜査及び公判における配慮の具体的内容、国際協力の具体的内容、3年後の見直し事項等について質疑を行った。このうち児童ポルノと表現の自由との関係について、児童ポルノの頒布等は、被害児童の心身への有害な影響のみならず、児童を性欲の対象としてとらえる風潮の助長、児童一般の心身の成長への重大な影響及び国際的要請から公共の福祉による必要な限りの制限であり、憲法に背馳しない旨の答弁があった。また、3年後の見直し事項については、児童ポルノの単純所持の処罰及びインターネットを利用した児童ポルノの規制の在り方を検討している旨の答弁があった。

司法制度改革審議会設置法案は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する機関として、内閣に司法制度改革審議会を設置しようとするものである。

委員会においては、計10人の参考人を招致し、2日間にわたり質疑を行ったほか、小渕内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。質疑の中で、司法改革の理念について、小渕内閣総理大臣から、21世紀の我が国社会においては、社会の複雑多様化、国際化、規制緩和等に伴い司法の役割はより一層重要になるものと考えられ、司法の機能を国民のニーズにより一層応え得るよう改革する必要がある、との答弁があった。また、審議会を内閣に設置する理由について法務大臣は、司法という国政の基本にかかわる事項であるだけに、内閣に設置するのが妥当であると考えたとした。審議会委員の人選については、司法関係者、法律学者のほか、司法を利用する立場として経済界、労働界、消費者等からを考えているとした。なお、6項目の附帯決議を行った。

近年、我が国では、暴力団等による薬物、銃器等の取引やこれらの組織の不正な権益の獲得等を目的とした各種犯罪のほか、オウム真理教による未曾有の無差別大量殺人事件等のような大規模な組織的形態による凶悪事犯、会社などの法人組織を利用した詐欺商法等の経済犯罪など、組織的な犯罪が少なからず発生しており、平穏な市民生活を脅かすとともに、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼす状況にある。特に、覚せい剤事犯については、現在、戦後第3次の乱用期に突入しているといわれており、平成11年上半期の段階で、その押収量は1154.6キログラムと、これまでの年間最多押収量であった平成8年の650.8キログラムを大幅に上回り、史上初めての1トンを突破し、検挙人員も2万人を超えるなど、非常に深刻な事態となっている。また、覚せい剤汚染は、女性あるいは中高生などの若年層まで広く蔓延しているという指摘もある。一方、こうした組織的な犯罪

は、国境を越えて活動し、国際社会においても、国際連合の会議や先進国首脳会議等において最重要課題の一つとして位置付けられているなど、国際的に協調した対応が求められ、主要国においては、法制度の整備が進んでいる。こうした状況を踏まえ、以下の3法案が第142回国会に提出された。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案は、組織的に行われた一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の犯罪行為について刑を加重するなど、組織的な犯罪に関する処罰を強化すること、犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為のほか、犯罪収益等の隠匿・収受等のいわゆるマネー・ローンダリング行為を処罰するなど、犯罪収益等に関する規制を行うこと等を内容とするものである。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案は、組織的な犯罪が極めて密行的に行われ、その事案の解明が現行の捜査手法では限界があることにかんがみ、通信傍受という強制処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することのないよう、裁判官の傍受令状に基づいて必要最小限の範囲内で通信傍受を実施することができるものとするなど、その要件、手続その他必要な事項を定めることを内容とするものである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、通信傍受の根拠を定めるとともに、証人等の身体、財産への加害行為等を防止するため、刑事裁判において証人等の住所等についての尋問を制限するなど、証人等の保護規定を設けること等を内容とするものである。

上記3法案の審議における最大の論点は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案が、憲法21条2項の「通信の秘密」に違反するか否か、また、緒方共産党幹部宅事件にみられた警察による違法盗聴の事実を踏まえ、警察の違法行為の歯止めとして措置が十分かどうかであった。このため、衆議院においては、通信傍受の対象となる犯罪を薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人の罪に限定すること、傍受令状請求・発付権者を限定すること、常時立会いを義務付けること、通信の秘密を侵す行為の処罰規定を設けることなどの修正が行われていた。

委員会においては、3法案を一括して議題とし、政府及び修正案提出者に対する質疑のほか、参考人10名から意見を聴取するとともに、公聴会を開催し、公述人6名から意見を聴取し、更に東日本電信電話株式会社東京支店において現地視察を行った。

質疑は、組織的犯罪対策の必要性と諸外国の動向、捜査手法としての通信傍受の必要性、憲法の通信の秘密との関係、通信傍受の濫用に対する歯止め、捜査機関の信頼性、携帯電話及びインターネット通信の傍受方法等について行った。その過程で、携帯電話の傍受が現時点では困難であること、通信傍受のための暗号規制の必要性、通信事業者等に対する強制のおそれ、報道の自由の観点から通信傍受の在り方の問題等が指摘された。政府からは、携帯電話の傍受のためのプログラム開発を法施行までに国の費用で行うこと、暗号規制は当面行わないこと、通信事業者には費用負担等が加重とならないようにすること、マスコミに対する通信傍受は、報道の自由を最大限尊重する観点から原則として行わないこと等が明言され、更に、通信傍受の捜査のためのマニュアルの作成、事前のトレーニングの実施、内部監査の徹底等による捜査員の運用上の濫用防止策を講ずる旨の答弁がされた。

参考人及び公述人からは、賛成又は反対の立場から、法律上、技術上の様々な意見が述べられた。特に、弁護士の神洋明参考人からは、3法案は一面的な国際協調を強調しすぎており、憲法、刑法、刑事訴訟法の根幹を揺るがしかねないこと、早稲田大学教授の田口

守一参考人からは、通信傍受は憲法の問題をクリアしていると思うが、それだけで組織的犯罪対策が万全とはいえず、刑事免責制度も検討されるべきであること、東京デジタルホン専務取締役技術本部長の桑折恭一郎参考人からは、携帯電話の傍受は技術的に困難であること、ニフティ取締役サービス企画統括部長代理の本名信雄参考人からは、電子メール等のリアルタイムでのモニターは、システム全体に及ぼす技術的な負荷が大きいことが述べられた。さらに、弁護士の村橋泰志公述人からは、不法収益により没収された財産は、被害者の救済や暴力団員の社会復帰、麻薬対策等のために利用するのが望ましい旨の意見が述べられた。

なお、東日本電信電話株式会社東京支店における現地視察においては、通信施設の実情を視察するとともに、固定電話を傍受する模擬実験が行われた。

審議は与野党が激しく対立し、6月1日の本院送付から2か月強、時間にして理事懇談会約40時間、委員会約49時間を要した。また、憲法59条4項の「否決みなし」規定の適用についても、本委員会で議論となった。8月9日、円より子理事（民主）の質疑中、鈴木正孝理事（自民）から質疑終局の動議が提出され、混乱の中で3法案は可決された。

現在、多くの企業は企業グループを形成して活動することにより、経営の効率化、国際的な競争力の向上を図っている。こうした状況から、平成9年の独占禁止法の改正により持ち株会社の設立が解禁されたが、現行商法上持ち株会社の設立は煩雑であるため、企業の再編成に支障がある。一方、持ち株会社の業績は子会社の業績に左右されるため、持ち株会社の株主が子会社の経営実態を知る必要がある。また、現行商法では、資産の評価は原則として取得原価主義を採用しているが、金融資産については時価主義が会社の資産状況を適格に開示するとの認識が一般的となり、国際的な動向にもなっている。

商法等の一部を改正する法律案は、こうした会社をめぐる社会情勢にかんがみ、持ち株会社を円滑に創設するための株式交換及び株式移転の制度を設けるとともに、親会社株主の子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、市場価格のある金銭債権等の資産について時価評価を可能とする等の措置を講ずるものである。

委員会においては、株式交換制度の必要性、株式交換に反対する子会社の少数株主の保護措置、完全子会社とされた会社の労働者の権利、子会社の情報開示制度、金銭債権等の時価評価を強制しない理由等について質疑を行った。これらを踏まえて、親子会社関係における株主の権利の一層の充実を図ること、労使協議の実効性を高めるために必要な措置を採ることなど5項目から成る附帯決議を行った。

高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、新たな成年後見制度の創設及び手話通訳等による公正証書遺言を可能とする遺言の方式の改正等を内容とする、**民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び後見登記等に関する法律案**の4法案については、趣旨説明を聴取し、継続審査とすることとした。

〔国政調査等〕

3月11日、陣内法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取し、同月23日これに対する質疑を行った。主な質疑内容は、オウム真理教の現状、海難審判の現状と取組み方、司法制度改革、法律扶助率の現状、破綻金融機関等の経営者等の刑事責任、少年院施設の整備、法務大臣の政治資金、死刑執行の事前通知、最高裁判所判事の構成等である。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度裁判所、法務省及び運輸省（海難審判庁）所管予算について審査を行った。質疑では、家庭裁判所の人的体制の整備、裁判官の増員、法廷通訳人の日当と謝金、更生保護施設の老朽化対策、法制審議会の在り方、犯罪被害者対策費の具体的使途、公安調査庁の定員、法律扶助制度の検討状況、海難審判庁の審判態勢の課題等の問題を取り上げた。このうち、犯罪被害者対策費について、法務省から、刑事事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を被害者に通知する被害者通知制度を本年4月から導入し、そのための広報用パンフレットを作成するほか、被害者との連絡用の電話、ファックスを設置するとの説明があった。

4月15日、前東京高等検察庁検事長に関する調査結果の報告を聴取し、質疑を行った。

6月8日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、薬物・銃器・集団密航等に関する暴力団犯罪の動向、人権擁護行政の推進、オウム真理教の現状、競売物件の情報提供、法務省による報道機関に対する要請、警察署の公金支出の適正、過激派の動向、暴力団と金融機関との関係等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年3月11日（木）（第1回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針について陣内法務大臣から所信を聴いた。
- 平成11年度海難審判庁業務概況について政府委員から説明を聴いた。
- 平成11年度法務省、裁判所及び海難審判庁関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成11年3月15日（月）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管、法務省所管及び運輸省所管（海難審判庁））について陣内法務大臣、政府委員、最高裁判所及び海難審判庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年3月23日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務行政の基本方針に関する件及び平成11年度海難審判庁業務概況に関する件について陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年3月30日（火）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について陣内法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第3号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年4月15日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 前東京高等検察庁検事長に関する調査結果の報告に関する件について政府委員から報告を聴いた後、陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について陣内法務大臣から趣旨説明を聴いた。
また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年4月20日（火）（第6回）

- 外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年4月22日（木）（第7回）

- 外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について参考人一橋大学社会学部教授田中宏君、千葉大学法経学部長手塚和彰君、ジャーナリスト関口千恵君及びピアニスト崔善愛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年4月27日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案（参第14号）について発議者参議院議員林芳正君から趣旨説明を聴き、発議者参議院議員円より子君、同大森礼子君、同林芳正君、同吉川春子君及び同清水澄子君に対し質疑を行った後、可決した。

（参第14号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成11年5月6日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月13日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。
- 司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）（衆議院送付）について陣内法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山本幸三君から説明を聴いた。

○平成11年5月18日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）（衆議院送付）について参考人東京新聞論説委員飯室勝彦君、中央大学法学部教授小島武司君、弁護士畑郁夫君、北海道大学法学部教授木佐茂男君、京都大学大学院法学研究科教授佐藤幸治君及び預金保険機構理事長松田昇君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年5月20日（木）（第12回）

- 司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）（衆議院送付）について陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者服部三男雄君に対し質疑を行い、
外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について討論の後、
外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）を修正議決し、
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）を可決した。
（閣法第79号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派 無
欠席会派 無
（閣法第80号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由
反対会派 共産、社民、無
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

- 司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）（衆議院送付）について参考人の出席を

求めることを決定した。

○平成11年5月25日（火）（第13回）

- 司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）（衆議院送付）について参考人専修大学法学部教授小田中聰樹君、日本労働組合総連合会労働対策局次長熊谷謙一君、21世紀政策研究所理事長田中直毅君及び日本弁護士連合会司法改革実現本部事務局長宮本康昭君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年5月27日（木）（第14回）

- 司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）（衆議院送付）について小渕内閣総理大臣、陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第25号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、自由、無
反対会派 社民
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年6月8日（火）（第15回）

- 薬物、銃器、集団密航等に関する暴力団犯罪の動向に関する件、人権擁護行政の推進に関する件、オウム真理教の現状に関する件、競売物件の情報提供に関する件、法務省による報道機関に対する要請に関する件、警察署の公金支出の適正に関する件、過激派の動向に関する件、暴力団と金融機関との関係に関する件等について陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年6月10日（木）（第16回）

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について陣内法務大臣から趣旨説明を聴き、

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上田勇君から説明を聴いた。

○平成11年6月29日（火）（第17回）

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員笹川堯君、同上田勇君、陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年7月1日（木）（第18回）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員笹川堯君、同山本有二君、同上田勇君、陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年7月6日（火）（第19回）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員上田勇君、同笹川堯君、同漆原良夫君、陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年7月13日（火）（第20回）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年7月22日（木）（第21回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について参考人弁護士神洋明君、早稲田大学法学部教授田口守一君、一橋大学大学院法学研究科教授村井敏邦君、東北大学法学部教授川崎英明君、弁護士田中清隆君及び慶應義塾大学法学部教授安富潔君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年7月27日（火）（第22回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）
（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について参考人株式会社東京デジタルホン専務取締役技術本部長桑折恭一郎君、東日本電信電話株式会社常務取締役技術部長森下俊三君、東京インターネット株式会社上級顧問高橋徹君及びニフティ株式会社取締役サービス企画統括部長代理本名信雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年7月29日（木）（第23回）

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）
（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について修正案提出者衆議院議員上田勇君、同達増拓也君、同漆原良夫君、同笹川堯君、陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- また、3案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成11年8月3日（火）（第24回）

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）
（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年8月4日（水）（公聴会 第1回）

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）
（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

評論家	鈴木 りえこ君
評論家	佐高 信君
弁護士	村橋 泰志君
弁護士	小口 克巳君
中央大学総合政策学部教授	宮澤 浩一君
富山大学経済学部教授	小倉 利丸君

○平成11年8月5日（木）（第25回）

- 商法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について陣内法務大臣

から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年8月6日（金）（第26回）

- 商法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第76号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 民法の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
任意後見契約に関する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）

後見登記等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

以上4案について陣内法務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について陣内法務大臣、政府委員及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成11年8月9日（月）（第27回）

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上3案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（第142回国会閣法第92号） 賛成会派 自民、公明、自由
反対会派 民主、共産、社民
欠席会派 無

（第142回国会閣法第93号） 賛成会派 自民、公明、自由
反対会派 民主、共産、社民
欠席会派 無

（第142回国会閣法第94号） 賛成会派 自民、公明、自由
反対会派 民主、共産、社民
欠席会派 無

○平成11年8月13日（金）（第28回）

- 請願第2177号外89件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第170号外501件を審査した。
- 民法の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）
任意後見契約に関する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）
後見登記等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）
以上4案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官のうち、判事補の員数を30人増加し、729人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を19人増加し、2万1,632人に改める。
- 3 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、近年、急増する民事事件の適正・迅速な処理を図るとともに事前規制型社会の転換等、社会経済情勢の著しい変化に伴う各種紛争事件の増加と複雑多様化に対応するため、裁判官及びその他の裁判所職員を大幅に増員し、併せて裁判所の物的態勢を拡充・整備することに格段の努力をすべきである。

右決議する。

司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する機関として、内閣に司法制度改革審議会（以下、「審議会」という。）を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 所掌事務

審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議し、その結果に基づき、内閣に意見を述べる。

2 委員及び会長

審議会は、委員13人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。審議会に委員の互選により定める会長を置く。

3 資料提出その他の協力

審議会は、関係行政機関、最高裁判所及び日本弁護士連合会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 事務局

審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置き、事務局長のほか、所要の職員を置く。

5 主任の大臣

審議会に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行の日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、委員の任命につき両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、所掌事務として調査審議される司法制度の改革と基盤の整備に関し、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化を例示する修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 審議会の設置及び調査審議に当たっては、司法権の独立に十分に配慮すること。
- 2 国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹一元、法曹の質及び量の拡充等の基本的施策を調査審議するに当たっては、基本的人権の保障、法の支配という憲法の理念の実現に留意すること。特に、利用者である国民の視点に立って、多角的視点から司法の現状を調査・分析し、今後の方策を検討すること。
- 3 審議会委員については、広く国民各層の意見が十分に反映されるように選任すること。
- 4 事務局の構成及び運営については、審議会設置目的が十分達成されるよう配慮すること。
- 5 審議会は、その調査審議の状況に関し、情報公開等透明性の確保に努めることとし、法務委員会は、必要に応じ、同審議会事務局を介して、同審議会の議事録並びに審議の状況について報告を求めることができるものとする。
- 6 審議会の調査審議と並行して、司法予算の拡充に努め、裁判官、検察官及びその他の関係職員の増加等司法関係機関の人的・物的充実を図るとともに、既に一定の方向が示されている法律扶助の法制定を含む諸制度の充実を図ること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要 旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会情勢にかんがみ、完全親子会社関係を円滑に創設するための手続である株式交換及び株式移転の制度を新設するとともに、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、金銭債権等につき時価によ

る評価を可能とする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 株式交換及び株式移転の制度の新設

- (1) 完全子会社となる会社の株主が、当該会社の株式を完全親会社となる会社に移転し、これに代えて、完全親会社となる会社の新株の割当てを受けることにより、完全親会社の株主となる株式交換の制度を設ける。
- (2) 会社が株式交換を行うには、株式交換契約書を作成して、株主総会の承認を受け、事前に各会社の貸借対照表、株式交換契約書等を本店に備え置き、株主の閲覧等に供しなければならないとともに、株式交換に反対の株主に対して株式買取請求権を認める。
- (3) 各会社の株主等は株式交換の日から6月内に限り株式交換無効の訴えを提起することができる。
- (4) 完全子会社となる会社の株主が、当該会社の株式を新たに設立する完全親会社に移転し、これに代えて、完全親会社の株式の割当てを受けることにより、完全親会社の株主となる株式移転の制度を設け、(2)及び(3)と同様の措置を講ずる。

2 子会社の業務内容等の開示の充実等

親会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときには、裁判所の許可を得て、子会社の株主総会議事録等の閲覧等を求めることができる。また、親会社の監査役及び検査役は、その職務を行うため必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 資産の時価評価制度の導入

市場価格がある金銭債権、社債、株式等について、時価で評価することができる。また、時価評価により増加した貸借対照表上の純資産額は、配当することができない。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、3及びこれに係る法律の整備による改正規定については平成12年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 1 完全親会社及び完全子会社となる会社の資産が適正に評価され、株式交換比率の公正さの確保及びそれぞれの会社の債権者保護が十分に図られるように、制度の適切な運営及び具体化に当たること。
- 2 株式交換及び株式移転の制度の創設に伴い、親会社及び子会社の株主の権利が損なわれることのないように、親会社及び子会社に関する情報開示制度の一層の充実を図るとともに、親子会社関係に係る取締役等の責任規定の整備及び株主代表訴訟等の株主の権利の一層の充実を図ることを検討すること。
- 3 完全親子会社における労使協議の実効性を高めるため、労働組合法の改正問題等必要な措置をとることをも含め検討を行うこと。
- 4 時価評価ができる資産の範囲について周知徹底し、疑義が生じないように配慮すること。

- 5 企業経営の一層の健全化及び国際競争力の向上を実現するために、取締役会制度を含む会社機構の在り方について検討を行うこと。
右決議する。

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、外国人登録における同一人性を確認する手段として、指紋押なつ制度を廃止し、これに代えて署名及び家族事項の登録を導入するとともに、登録原票についてその保管に関する規定の整備及び一定範囲の開示制度を新設し、併せて申請者の負担軽減及び事務処理の簡素化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 永住者及び特別永住者以外の外国人についても、指紋押なつに代えて、永住者及び特別永住者と同様の署名及び家族事項の登録という同一人性確認手段を採用する。
- 2 登録原票の管理に関する規定を整備するとともに、原則非開示としている登録原票について、一定の範囲でその内容の開示を認める規定を新設する。
- 3 永住者及び特別永住者について、登録事項のうち、「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」を削減する。
- 4 永住者及び特別永住者について、登録証明書の切替期間を現行の5回目の誕生日から7回目の誕生日に伸長する。
- 5 居住地、在留の資格、在留期間等に係る変更登録申請については、外国人の同居親族が当人に代わり代理申請ができるよう代理申請の範囲を拡大する。
- 6 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外国人登録法の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 外国人登録法の一部改正
特別永住者が外国人登録証明書の常時携帯義務に違反した場合の罰則を、「20万円以下の罰金」から「10万円以下の過料」に改める。
- 2 出入国管理及び難民認定法の一部改正
1に伴い、特別永住者が旅券等の携帯義務に違反した場合の罰則を、「10万円以下の罰金」から「10万円以下の過料」に改める。
- 3 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正
廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の規定により永住許可を受けて在留していた者で、再入国の許可を受けることなく出国し、外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日において、一定の在留資格をもって在留しているものが、同日以降、永住者の在留資格をもって在留するに至ったときは、特別永住者とみなす。

【外国人登録法の一部を改正する法律案並びに出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 今回の改正により指紋押なつ制度が全廃されるに至った経緯にかんがみ、指紋押なつ拒否を理由に在留資格において著しい不利益を受けている外国人に対し、その不利益を除去するための措置を速やかに検討すること。
- 2 永住者に外国人登録証の常時携帯を義務づける必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること。とりわけ特別永住者に対しては、その歴史的経緯等が十分考慮されなければならない。
- 3 特別永住者の外国人登録証常時携帯義務違反に対する罰則の適用に当たっては、改正により刑事罰の対象から除外された趣旨を踏まえ、違反者に対する行政罰についても、その運用は抑制的であらねばならず、いやしくも濫用にわたることのないよう努めること。
- 4 本邦在留の外国人に対する行政の在り方にかかわる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録事項、登録証の更新切替期間、登録原票等の公開をはじめとする外国人登録制度の在り方について、制度の見直しを検討すること。
- 5 特別永住者に対しては、その在留資格が法定されるに至った歴史的経緯等を十分考慮し、再入国許可制度の在り方について検討するとともに、運用については、人権上適切な配慮をすること。
- 6 退去強制者の上陸拒否期間の延長、不法在留罪の新設等に伴い、退去強制手続、上陸特別許可、在留資格認定証明書の交付、在留特別許可等の各制度の運用に当たっては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分考慮すること。
右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、不法入国又は不法上陸後本邦に不法に在留する行為及び被退去強制外国人の再入国に対し適正かつ厳格に対処するとともに、正規に在留する外国人の負担軽減のため、再入国許可の有効期間を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 不法入国者又は不法上陸者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するときは、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
- 2 本邦からの退去を強制された者について本邦に上陸することができない期間を1年から5年に延長する。
- 3 再入国の許可の有効期間を1年を超えない範囲内から3年を超えない範囲内に延長する。
- 4 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【附 帯 決 議】

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）と同一内容の附帯決議が行われて

いる。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）

【要 旨】

本法律案は、最近における組織的な犯罪の実情及び犯罪収益の運用等の状況並びにこれらの処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 組織的な犯罪に関する刑の加重等

- (1) 団体の活動として、組織により行われた一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の犯罪行為について、刑を加重する。
- (2) 組織的な殺人の予備罪について刑を加重するとともに、営利目的の略取誘拐の予備罪を新設する。
- (3) 組織的に行われた禁錮以上の刑が定められている罪に関する犯人蔵匿等、証拠隠滅等又は証人等威迫の罪の刑を加重する。

2 犯罪収益に関する規制

- (1) 一定の犯罪行為により得られた犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為及び犯罪収益等の隠匿・收受等を処罰する。
- (2) 犯罪収益等の没収の対象を金銭債権に拡大し、追徴の範囲を拡大し、没収することができる財産につき必要な処分を禁止する保全制度を拡張するなど、没収及び追徴に関する制度を拡充・整備する。
- (3) 銀行その他の金融機関等に対し、犯罪収益等の疑いがある取引の届出を義務付ける制度を拡張する。
- (4) 犯罪収益等の没収及び追徴に関する国際共助手続を整備する。

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備を行う。

なお、本法律案については、衆議院において、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する児童買春周旋等の罪を、犯罪収益の前提となる犯罪に加えるなど、本法律案の国会提出後において、関係法律の制定又は改正が行われたこと等に伴う修正が行われた。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）

【要 旨】

本法律案は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人等の重大犯罪に適切に対処するため、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害する

ことなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 傍受令状発付の要件及び手続

- (1) 検察官又は司法警察員は、次の要件を充たすとき、裁判官の発する傍受令状により、特定された通信手段による犯罪関連通信を傍受することができる。
 - ① 薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪又は組織的な殺人の罪が行われたと疑う十分な理由があり、それが数人の共謀によるものであると疑う状況にある等の場合。
 - ② 犯罪の実行等に関連する通信が行われると予想される状況にあること。
 - ③ 他の方法では捜査が著しく困難であること。
- (2) 傍受令状の請求権者は、検事総長が指定する検事又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官等に限定し、発付権者は、地方裁判所の裁判官に限定する。
- (3) 傍受期間は、10日以内とし、10日以内の期間を定めて延長することができる。この場合は、通じて30日を超えることができない。

2 傍受の実施の手続

- (1) 傍受令状は、通信事業者等に示さなければならない。
- (2) 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に関し、傍受機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。
- (3) 傍受を実施するときは、通信事業者等を立ち合わせなければならない。
- (4) 検察官又は司法警察員は、傍受実施中の通信について、傍受すべき通信か否かを判断するため、必要最小限度の範囲内で、当該通信を傍受することができる。
- (5) 検察官又は司法警察員は、傍受実施中に、対象犯罪以外の犯罪であって、組織的な殺人等の重大犯罪又は死刑若しくは無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと等を内容とする通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。
- (6) 医師、弁護士等との間の通信については、その業務に関する通信の傍受をしてはならない。
- (7) 検察官又は司法警察員は、傍受実施中の通信について、通信の相手方の電話番号等の探知をすることができる。

3 傍受の記録の取扱い

- (1) 傍受をした通信は、すべて、録音等により記録媒体に記録しなければならず、この記録媒体については、立会人が封印した上で、遅滞なく裁判官に提出しなければならない。
- (2) 検察官又は司法警察員は、記録媒体の複製等から、傍受すべき通信等以外の通信の記録を消去して、刑事手続において使用するための傍受記録1通を作成しなければならない。

4 傍受に関する裁判及び処分についての不服申立て

裁判官がした通信の傍受に関する裁判及び検察官若しくは検察事務官又は司法警察職員がした通信の傍受に関する処分に不服がある者は、地方裁判所にその裁判又は処分の

取消若しくは変更を請求することができる。

5 その他

(1) 検察官、検察事務官及び司法警察職員等は、通信の秘密を不当に害しないように注意しなければならない。

(2) 政府は、毎年、通信の傍受の運用状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、目的の明記、対象犯罪の限定、傍受令状請求権者及び発付権者の限定、傍受実施時における常時立会いの義務付け、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受につき対象犯罪の限定、通信の秘密を侵す行為の処罰等の修正が行われた。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）

【要 旨】

本法律案は、最近における犯罪情勢及び刑事手続の運用の実情にかんがみ、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 通信傍受の根拠規定の新設

通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる旨の規定を設ける。

2 証人等の保護規定の新設

(1) 裁判長は、証人等を尋問する場合において、証人等の身体又は財産への加害行為等が行われるおそれがあり、これらの者の住居等が特定される事項が明らかにされると、十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。

(2) 証拠開示の際に、証人等の身体又は財産への加害行為等が行われるおそれがあるときは、検察官又は弁護人は、相手方に対し、証人等の安全が脅かされないように配慮することを求めることができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案（参第14号）

【要 旨】

本法律案は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のため

の措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「児童」とは、18歳に満たない者をいう。
- (2) 「児童買春」とは、児童等に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器、肛門又は乳首を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。）をすることをいう。
- (3) 「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態、他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの等で視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

2 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰

- (1) 児童買春をした者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (2) 児童買春の周旋又は周旋をする目的で勧誘した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、当該行為を業とした者は、5年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。
- (3) 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、若しくは公然と陳列した者、又はこれらの行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。
- (4) このほか、児童買春等目的人身売買等の罪及び国民の国外犯の規定を設ける。

3 捜査及び公判における配慮等

児童買春、児童ポルノに係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

4 心身に有害な影響を受けた児童の保護

関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、必要な保護のための措置を講ずるものとする。

5 国際協力の推進

国は児童買春、児童ポルノに係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- (3) 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後3年を目途として、施行状況等を勘案し、検討

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※3	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	11. 1. 29	11. 3. 29	11. 3. 30 可決 附帯決議	11. 3. 31 可決	11. 3. 9	11. 3. 23 可決 附帯決議	11. 3. 23 可決
※25	司法制度改革審議会設置法案	〃	2. 5	5. 10	5. 27 可決 附帯決議	6. 2 可決	3. 23	4. 21 修正 附帯決議	4. 22 修正
			○11. 5. 10 参本会議趣旨説明 ○11. 3. 23 衆本会議趣旨説明						
76	商法等の一部を改正する法律案	〃	3. 10	8. 4	8. 6 可決 附帯決議	8. 9 可決	6. 11	7. 23 可決 附帯決議	7. 23 可決
79	外国人登録法の一部を改正する法律案	参	3. 10	4. 14	5. 20 修正 附帯決議	5. 21 修正	7. 23	8. 13 可決 附帯決議	8. 13 可決
			○11. 4. 14 参本会議趣旨説明 ○11. 7. 23 衆本会議趣旨説明						
80	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	〃	3. 10	4. 14	5. 20 可決 附帯決議	5. 21 可決	7. 29	8. 13 可決 附帯決議	8. 13 可決
			○11. 4. 14 参本会議趣旨説明 ○11. 7. 29 衆本会議趣旨説明						
83	民法の一部を改正する法律案	衆	3. 15	8. 4	継続審査		3. 17	7. 2 可決 附帯決議	7. 6 可決
84	任意後見契約に関する法律案	〃	3. 15	8. 4	継続審査		4. 14	7. 2 可決	7. 6 可決
85	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3. 15	8. 4	継続審査		4. 14	7. 2 可決	7. 6 可決
86	後見登記等に関する法律案	〃	3. 15	8. 4	継続審査		4. 14	7. 2 可決	7. 6 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
142/92	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案	衆	10. 3. 13	11. 6. 9	11. 8. 9 可決	11. 8. 12 可決	11. 1. 19	11. 5. 28 修正 附帯決議	11. 6. 1 修正
				○11. 6. 9 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続					
142/93	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案	衆	3. 13	6. 9	8. 9 可決	8. 12 可決	1. 19	5. 28 修正 附帯決議	6. 1 修正
				○11. 6. 9 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続					
142/94	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	衆	3. 13	6. 9	8. 9 可決	8. 12 可決	1. 19	5. 28 可決	6. 1 可決
				○11. 6. 9 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続					

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案	林 芳正君 外6名 (11. 3. 31)	11. 4. 2	11. 4. 28	11. 4. 15	11. 4. 27 可決	11. 4. 28 可決	11. 4. 28	11. 5. 14 可決	11. 5. 18 可決